

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成10年 2月12日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時29分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、見楚谷副委員長、鈴木・斉藤・佐藤（幸）・渡部（輝） 佐々木（勝）・山吹・花岡 各委員		
説 明 員	総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に佐藤（幸）・渡部（輝）両委員を指名。継続審査案件を一括議題とする。

この際理事者より報告を求める。

「職員の不祥事について」

○総務部長

福祉部保護課の南部保護係員成沢孝一が、昨日収賄並びに詐欺の疑いで逮捕された。事件の内容としては、パート収入を隠して不正受給した保護費の返還に関して便宜を図った謝礼として、市内の女性から現金数万円の賄賂を受け取ったということ、また、生活保護受給中の女性が生命保険に加入している事実を知ると、市に返還するようにいい、保険の解約金が市に徴収されるかのようにして、現金40数万円をだまし取ったということである。この件に関しては、市長が出張しているため、本日11時30分より平野助役が記者会見をし、市民の信頼を著しく損ねたということでおわびをしたところである。なお、職員の服務規律の問題でもあるので、私からもおわびしたい。

○委員長

これより一括質疑に入る。

○花岡委員

職員の不祥事について

ここ数年この種の事件が多発しすぎているのではないか。ここ5年くらいでこの種の事件に類するものは何件あったか。

○旭課長

平成5年以降で懲戒審査委員会にかけられたのは6件であり、横領や収賄のような今回に類似した事件は、平成7年12月の第二病院医療相談員による患者預り金横領の1件である。

○花岡委員

このような不祥事について、もっと早く発見できなかったのか。現在、生活保護のケースワーカーと被保護者の関係は1対1になっているが、本来ならケース1件1件について総合的な判断や点検が行われるはずと思うがどうか。

○総務部長

今回のケースについてはケース記録には記載されておらず、現場では職員を信頼していたので発見が遅れたと聞いている。

○花岡委員

本来であれば、パート収入や生命保険解約についてはケース記録に記載されなければならない中身であり、これが記載されていないというのは、もともとケースワーカーとしての役割を放棄してきたものとする。そのような意味からも、特にケースワーカーのように生活全般にわたって指導しなければならないような部課には、専門家、あるいは大学等で専門の勉強をしてきた人を配置すべきとこれまでも主張してきているが、今回の事件を機にケースワーカーの専門家を置くべきと思うがどうか。

○総務部長

我々も服務規律については再三注意をしているが、保護課のケースワーカーについては社会福祉主事として、大卒で経験があるか、そうでない場合は通信教育等で資格を取らせているが、今後とも職員の資質の向上に努めたいと考えている。

○花岡委員

現金の授受はどこで行われたのか。

○総務部長

福祉部の相談室と聞いている。

○花岡委員

市役所の中でそのようなお金がやり取りされる事自体問題だと思う。相談室は最近オープンになっており、また相談室の担当者もいる中で、現金がこのようにやり取りされたことは理解できないところである。1対1で密室に行くことは避けるべきであり、呼び出してさまざまな指導をする場合には、担当の主査、あるいは別な係員等もついて複数で対応すべきと思うがどうか。

○総務部長

福祉部としては、再発防止に向けていろいろ取り組みをしていきたいとのことであり、本日も午前中に、保護課の職員を集め福祉部長から話をしたとのことである。

○花岡委員

ここ最近で盗難事件も含めこのような問題が続いている。職員の意識の低下や慣れがこのような問題を引き起こしているのではないと思う。総務部として、公平に職員が昇格の機会を持ち、また、異動先の希望を聞く等の対応も必要ではないかと思う。小樽市の職員が熱意を持って職務にあたれるようなシステムを作っていくべきと思うがどうか。

○総務部長

職員の資質の向上については、我々も職員研修を段階ごとに行っているが、引き続き重要課題としてやっていきたい。人事配置についてはできる限り適材適所で考えていきたい。

○花岡委員

新規採用にしてもコネがなければならない等、人事に関してさまざまな問題が言われているが、公平な昇格の機会や希望部課への配置等を含め、人事のシステムを徹底的に見直すべきである。

小樽市地域防災計画について

地震についてはどのような震度を想定しているのか。

○(総務)五十嵐主幹

情報収集については震度4以上、また津波警報に関しては震度に関わりなく行うこととしている。

○花岡委員

阪神・淡路大震災の教訓として、これまで日本全体の防災計画の耐震度として震度6を想定していたのを震度7に強化した。小樽市の防災計画においても震度7を想定した計画にすべきと主張してきたが、今回の計画でもそうになっていないのは問題である。小樽市は岩盤が頑丈で他市に比べ地震が少ないという安心感があるのではないか。

○(総務)五十嵐主幹

道の防災計画の想定地震の中では、小樽市が直接的に影響を受ける地震として石狩地震が挙げられており、小樽市の想定震度は6と示されている。震度7というのは天井知らずの震度であるが、道を上回った震度想定はできかねるので、道の想定範囲で考えている。

岩盤については、平成8年度に道の地下資源調査所に依頼し、現地調査等をした中では小樽市には活断層は見当たらないとのことであった。また、小樽市は岩盤の上に、地震の際にクッション層になる噴火層が広がっているとのことである。

○花岡委員

地震の専門家と言われる茨城大学の教授は、「日本列島は地震の活動期に入った」と言っている。実際に64年

の新潟地震、83年の日本海中部地震、95年の北海道南西沖地震等、北海道の日本海側で地震が相次いでいる。そのような点から考えても、防災計画は早急に見直す必要があると思う。

現在、小樽市内において急傾斜地崩壊危険区域53カ所と地滑り危険区域3カ所が指摘されているが、いつを目処に整備を完了する予定なのか。

○(総務)五十嵐主幹

これらはそれぞれ法に基づき指導されているものであり、防災計画にもそれぞれの計画やこれまでの整備計画内容、今後の予定等を記載している。基本的には道主体の事業であるが、連絡を密にして進めているところである。整備計画の中では整備済のものもあるが、その後もパトロールや監視等をしている。

○花岡委員

未整備の部分について、いつまでに完成する等の計画はないのか。

○(総務)五十嵐主幹

所管は土木部であるが、環境整備についていろいろな問題があり、協議をしながらやっていると聞いている。

○花岡委員

道まかせということか。

○(総務)五十嵐主幹

急傾斜地崩壊危険区域については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、道が工事等を行うことになっている。

○花岡委員

避難場所の整備について

以前、学校が避難場所になっているのに鍵が開かない等いろいろな問題があったが、これらはすでに対策がたてられたのか。また、避難場所の食糧や毛布等は整備されているか。

さらに、オタモイ共同調理場の存続が議論されているが、学校が避難場所に指定されているのも考え、自校方式に戻す方向も含め検討すべきと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

南西沖地震を教訓にし、現在小中学校45校について、夜間・休日に災害が発生した場合も近隣の職員がすぐ駆けつけられるように開設職員を指名している。特に津波の恐れがある海岸地区の12校については、すでに鍵等も預かっており、すぐ近隣職員が駆けつけられる態勢になっている。

避難所の備蓄食糧等については、乾パン約1万食、乾燥米約1万5,000食を各学校に配備している。毛布については平成7年度より100枚ずつ購入しており、特に津波危険地域については30枚ずつ7校に配備している。また、駆けつけた職員が使用するラジオやヘルメット等は、小・中学校28校に配備し終わったところである。非常用の携帯電話については災害優先電話となっており、45校すべてに配備している。

○花岡委員

ライフラインの耐震強化について、水道管、ガス管等の現状を示せ。

○(総務)五十嵐主幹

水道については水道局の所管であるが、小樽市には現在9カ所の水源地、30カ所の配水池があるので、どこかが壊れても配水管のネットワークで供給できる体制になっている。また、北ガスは小樽市防災会議のメンバーであり、災害があった際には道内のネットワークも活用し復旧活動にあたると聞いている。

○花岡委員

土砂災害対策計画について、防災白書でも土砂災害が多発しており、一つの災害での死亡者数も非常に多いと指摘している。小樽の土石流の危険区域は何カ所あり、また、どのような対策を講じているのか。

○(総務)五十嵐主幹

土石流危険区域として97カ所、準警戒区域として5カ所、合計102カ所となっている。対策としては、道の事業として砂防ダム等を計画的に整備している状況である。また、監視体制としては、道の事業であるが、小樽市総合土砂災害対策支援システムとして、テレメーター等により雨量を観測し、土木部管理課と総務部防災担当で端末により確認できるようになっている。

○花岡委員

102カ所のほとんどに民家があると思うが、対策はどの程度進んでいるか。

○(総務)五十嵐主幹

所管は土木部であり詳しく承知していないので、確認し報告したい。

○花岡委員

急傾斜地崩壊危険区域については現地にもその旨が表示されているが、土石流危険区域はどこかに表示されているのか。

○(総務)五十嵐主幹

急傾斜地崩壊危険区域は法に基づき表示しているが、土石流危険区域はおそらく表示されていないと思う。

○花岡委員

危険箇所を理解する上でも、住民に情報提供をすべきではないのか。また、急傾斜地崩壊危険区域の対策についても、年次計画を示して住民に知らせるべきと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

土石流対策について現在砂防ダム建設が進められているが、これまでも塩谷川、於古発川、朝里川等、危険度に応じて整備している実情がある。所管は道の土木現業所であり詳しくは分からないが、土木部に確認し検討したい。

○花岡委員

全国的に土砂災害が増えているのは、大規模な宅地造成が原因と言われている。宅地開発を許可する際にも厳しい基準を設け、危険度を確認すべきと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

建築都市部所管であるが、都市計画法や宅地造成法等の規制により適正な指導がなされているものと考えている。

○花岡委員

全国的にも都市計画法にのっとって宅地造成が進められている中で事故が起きているので、指導・監督を徹底すべきである。

長橋5丁目に民間の土砂捨て場がある。これは宅地造成法により許可を得ているものであるが、簡便に許可を受けているものなので、大きな土石流が発生する危険があるように思う。土木部と連携し、防災上問題がないか確認して欲しい。

自衛隊派遣要請について、我々は自衛隊の派遣要請自体を全面的に否定はしないが、少なくとも、消防レスキュー隊等を充実させた上での要請にすべきと考えている。自衛隊派遣要請の基準が非常に曖昧であるが、要請する場合の具体的な災害規模はどのように想定しているのか。

○(総務)五十嵐主幹

緊急時、市町村だけでは対応できず、人命救助のための応援が必要な時というのが基準である。

○花岡委員

例えば2年前に雪害対策で要請したが、本当に自衛隊が必要だったかも含め、明確な基準がなければ、安易に要請してしまう可能性があるのではないか。

○(総務)五十嵐主幹

災害は大抵突発的なものであり、ケースによっても違うと思う。例えば2年前の場合、全市的に雪が降っており、独居老人等の確認について、市の消防等関係機関でも民間でも手がまわらなかったため要請したものである。

○花岡委員

もし自衛隊が小樽市に来た場合、どこに場所を設定するのかという問題もある。米軍の矢白別での演習の際も、学校施設や公的施設を1カ月以上にわたり借り切っていたが、学校施設に軍隊が入るのは好ましくないと思うがどうか。

○総務部長

大災害になったら学校も使わざるを得ないと思うが、通常、学校が使用されているのに自衛隊を置くのは好ましくないので、ケース・バイ・ケースで対応したい。

○花岡委員

計画の中に、気象観測データが重要と書かれているが、現実には潮見台の小樽測候所が夜間無人になり、さらには気象庁の統廃合で廃止対象になっているのは逆行していると思う。測候所を存続させるべきという議会意思もあるので、小樽市としても強く存続を要請すべきと思うがどうか。

○総務部長

いまのところ小樽測候所が廃止になるとは聞いていないが、機会があるごとに廃止されないよう要請したい。

○花岡委員

測候所の人と話をした中では、確かに機械的なデータも重要であるが、最終的には人の目であるとのことであった。2年前の大雪でも夜間に人がいればもっと早くに対応できたとのことであった。小樽測候所の廃止は防災上支障を来すと思うので存続を強く要望して欲しい。

先日小樽市の消防施設を見てきたが、手宮出張所の狭さは早期に改善すべきと思った。救急車が高規格になり幅をとっているため、現状ではポンプ車が救急車の後ろに配置されているが、1分1秒を争う状況の中で非常に問題である。改築等何か考えはあるか。

○消防本部次長

現在、出張所の適正配置についていろいろな角度から検討している。手宮出張所の老朽化については承知しているので、適正配置計画との整合性を考えながら改修計画を立てていきたい。

○花岡委員

適正配置を進めろと言っているのではない。防災について議論している時に消防の統廃合の話が出るのは問題である。

防災訓練が年に1度行われているが、以前にも障害者にボランティアの人がついて防災訓練に参加したことがあったが、このボランティアの人は地域外の人であった。その地域ごとに、どの障害の人にはどの人が対応する等細かい防災訓練を行わなければ、いざというときに訓練の成果を発揮できないと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

蘭島、銭函、祝津、高島等地域ごとに津波避難訓練をやってきているが、今後も継続していきたい。昨年の総合防災訓練の時にも津波避難訓練を行ったが、その際には障害者も参加してもらい地域の町会の人と連携して訓練をしている。また昨年の冬に身体障害者福祉センターにおいて、「手話の会」の方と連携し災害弱者に対する避難誘導の訓練を実施している。社会福祉協議会の中のボランティア推進協議会でも、災害部会というのがあり、平常時からの声かけ運動等について協議しているが、市としても連携をとりながら災害弱者対策について推進していきたいと考えている。

○花岡委員

雪害対策について、2年前の大雪の際にも市役所に出てきた職員と家にいた職員とがいたが、この問題について

一定のルールは確立されたのか。

○(総務)五十嵐主幹

平成8年度に、地震(津波)発生時における「職員初動マニュアル」として夜間・休日に職員が自宅にいる時に地震等が発生した場合、職員はどのような行動をとるべきかという基本事項を定めた。それに基づき、震度等によって各職員が自主的に判断できるよう第1から第3非常配備として明確化している。

○花岡委員

自己判断は無くなったということか。

○(総務)五十嵐主幹

大雪や台風等、具体的な定めがなく状況によって判断しなければならない場合は、各部の連絡網に従って行動することになる。

○佐々木(勝)委員

小樽市地域防災計画について

今回の防災計画の弱点や今後の課題はあるか。

○(総務)五十嵐主幹

国レベルの問題であるが、災害対策基本法が制定されたのは伊勢湾台風の後であり、風水害や台風を現実の教訓としていたが、地震等については手薄になっていたようである。

○佐々木(勝)委員

よくマニュアル化という話が出るが、今回の防災計画を作成するにあたって、マニュアルと呼ぶにふさわしいものになったと考えるか。

○(総務)五十嵐主幹

この防災計画は基本的にマニュアルではなく、相当規模以上の災害に対する基本的な計画という位置づけである。ただ、阪神・淡路大震災以降、防災計画を見てすぐに具体的な行動ができなかったことについての反省があり、国からも、マニュアルとは言わないまでも、できるだけ具体的・実践的に記述するよう指導を受けており、できるだけ具体的に記述したところである。

○佐々木(勝)委員

資料の中で「修正にあたっての基本方針」を策定した経過を示せ。

○(総務)五十嵐主幹

南西沖地震や阪神・淡路大震災以降、地震防災対策の中で、特に人命を守る応急対策が重要ということで基本方針を策定した。(1)は予防・応急・復旧のそれぞれの項目について検証し、具体的にしようとするものである。

(2)は災害発生時の初動活動体制について、市民の命を守るためにより具体的に検証されたものである。(3)は小樽市の高齢化が進む中で、平常時から地域と連携した体制をつくることをイメージし、災害弱者対策を進めていこうというものである。(4)は大規模災害等の場合、物理的に市がすべての箇所に行くことは不可能であるため、平常時から啓発・啓蒙活動を行い、「自らの身の安全は自らが守る」を基本に置きながら、防災体制の強化を図るものである。

○佐々木(勝)委員

国のマニュアルを基につくったものなのか。

○(総務)五十嵐主幹

基本的にはそうであるが、小樽市の特徴を加味して作成したものである。

○佐々木(勝)委員

借り物であってはならないので、小樽市の特徴を生かし充実させてほしい。

防災計画の項目について全部で6項目が新設されているが、具体的に説明してほしい。

○(総務)五十嵐主幹

第1章第4節「防災計画の修正」は毎年必要があれば修正していたものである。

第4章第4節「災害弱者対策計画」については、平常時から福祉行政と連携をとりながら今後も推進していくというものである。

同章第5節「防災知識の普及および自主防災組織の育成推進計画」については、当然市としても全力で対応するが「自らの身の安全は自らが守る」を基本思想とし、我が街を守るというものである。

第5章第23節「雪害対策計画」については、2年前の大雪を教訓にして、除雪対策とは別に異常降雪時に総合的な体制をとることについて規定したものである。

同章第24節「自衛隊の災害派遣要請計画」については、市は要請権者ではないが、知事に対して要請依頼をする具体的な基準等を規定したものである。

同章第25節「災害救助法の適用について」は、大規模な災害時の災害救助法の適用について規定したものである。

○佐々木(勝)委員

基本方針の中の(3)及び(4)が今後の街づくりの基本になっていくと思う。新設した部分や予算付けも含め、これらの計画の実現に向けての具体的な取り組みはいつ進めることになるのか、先の見通しを示せ。

○(総務)五十嵐主幹

今回の防災計画の修正は、実際に災害が発生した時にいかに対応できるかという計画であり、「絵に描いたもち」にならないように注意している。災害弱者対策計画や防災知識の普及等は災害予防計画の中に位置づけており、また、すでに実施している部分についてもどのような形で推進しているというように計画に載せており、今後これらの実現に向けてさらに努力していきたいと考えている。

○佐々木(勝)委員

今回新たに防災訓練を年1回以上実施すると規定しているが、そうなった経緯を示せ。

○(総務)五十嵐主幹

これまで年1回以上ずっと実施してきているが、必ず実施するという強い意志を示す意味で1回以上と規定したものである。

○佐藤(幸)委員

職員の不祥事について

市役所内で職員と市民が1対1で会ったり、お金を徴収したりする部署での不祥事が多いと思うが、今後このようなことが起こらないシステムをどう作っていくのか。

また、精神的な問題もいろいろあると思う。最初は市の職員も緊張感を持っているが、安定してくると緊張感を欠いてしまう傾向があるのではないか。今後どう対処していくか基本的な考え方を示せ。

○総務部長

業務上、市民と1対1の関係で進めていくことは多く、今後の対策は非常に難しいと思う。すべての業務について複数で仕事をするにはできないと思うが、今後はできるだけ1対1にならないような状況をつくり出していくことについて模索していきたい。

また、地方公務員としての自覚の問題については、意識改革や人材育成が非常に重要であり、それらに重点を置いた研修等について改めて考えたい。

○佐藤(幸)委員

新人の職員は使命感を持って入って来ると思うが、毎日の業務の継続の中で、だんだん使命感が欠如してくるのではないか。管理者は、職員は市民のためにいるということを常日頃から教え、使命感を与え続ける必要がある。そのような意味で、現在の研修や体制は十分ではないと思うがどうか。

○総務部長

確かに十分ではないと言わざるを得ない状況である。新人職員についても最初に入った職場によいリーダーがいれば教育を受けられるが、いない場合もあるかも知れないので、使命感の問題については今後内部で十分検討したい。

○佐藤(幸)委員

今後また経過を説明してほしい。

小樽市地域防災計画について

「自らの身の安全は自らが守る」と言うが、これは行政ではできないということか。それともそれが当たり前だからということか。基本的な考え方を示せ。

○(総務)五十嵐主幹

災害対策基本法においても国の責務、都道府県の責務、市町村の責務とともに住民の責務がうたわれており、その中で常日頃から予防対策を講じたり防災訓練等に参加したりすることで自らの身の安全を守っている。国の基本計画の中でも行政として、例えば一般民間住宅について支援・啓発・啓蒙・融資等をして耐震化を進める等が記載されており、住民を守る責務を果たしていると思うが、それに限界があるのも今回の大震災の教訓であり、物理的に対応できない部分については常日頃から住民が努力してほしいという観点である。

○佐藤(幸)委員

阪神・淡路大震災時の国の対応は非常に冷たいものである。親は子供を守り、国や市は住民を守るというのが発想の原点であるべきである。自ら限界をつくるのではなく、行政が市民を守るというところから始めなければいい計画はできないと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

当然、市は市民の安全と財産を守るのが基本であると認識しているが、限界もあるので、住民に平常時から防災対策や地域との連携をとってほしいということである。

○佐藤(幸)委員

現状の消防体制で火災が同時に発生した場合、何カ所まで対応できるか。

○警防課長

火災の規模にもよるが、例えば阪神大震災のような大規模なものだと、現在市内に配置されている署・所ごとの対応になると考えている。

○佐藤(幸)委員

昨年の連続放火でも満足な対応ができなかった。大規模な火災になるともっと厳しくなると思うが、負傷者等の搬送能力は現在どの程度か。

○警防課長

現在、搬送手段として救急車4台、また救助活動に直接対応できる車両としては、救助隊1隊と、消防隊の中でポンプ車に一定の救助器具を積載しているのが3台あり、これらの中で相互に協力しながら対応していきたい。また、負傷者が多数になった場合、関係機関の協力を求めながら負傷者の搬送に対応していきたい。

○佐藤(幸)委員

緊急時の体制について、市の各部署ごとに役割分担が書かれているが、緊急時の救助体制や搬送体制を考えるべ

きと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

防災計画の応急対策編の中に医療救護計画というのがある。その中で医師会と保健所が合同で救護対策本部を設置しており、市内の各病院を分けて地区ごとの拠点病院を指定し、それぞれのもっている車両も含め、り災者の搬送に対応していきたいと考えている。

○佐藤(幸)委員

2,000人の市職員がいるので、体制の組み方についてももう少し考えるべきである。例えば震度7くらいの地震が起これば、全市的な対応が必要になると思うが、その際どう対応するか等、きめ細かく作らなければならないと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

大災害の場合についてあまり具体的には定めていないが、地震発生時における「職員初動マニュアル」の中で、震度6弱以上の地震の際の対応として、各職員が居住する近辺の避難所で活動をするという基本的な方針は定めているので、今後とも更に具体的になるよう検討したい。

○佐藤(幸)委員

町内会や国・道の情報収集についてどのように考えているか。

○(総務)五十嵐主幹

町内会等、地域住民との情報収集については、市内を18地区に分け各地区の消防団分団長を地区情報責任者として位置づけ、地区の情報を収集し本部に連絡してもらうという体制をとっている。また、国・道との情報収集については、北海道総合情報ネットワークとして、衛星系・地上系の無線でN-T-T回線がパンクした時に対応できるようになっている。衛星系については消防本部にパラボラアンテナがあり国や道に通じている。

○佐藤(幸)委員

FMおたるとの連携はとっているのか。

○(総務)五十嵐主幹

緊急放送に関する協定書を結んでおり、緊急非常放送システム運用等要領において実施の範囲や具体的な内容について定めている。

○斉藤委員

職員の不祥事について

これは個人の心の問題だと思う。いくら体制を整えても、悪意を持ってやることに対してはあまり効果は期待できないように思う。

今回の事件は非常に複雑である。被害者にも違法行為があり、それらも含めて今後整理されると思うが、その後、例えば現実としてその受給者がパートの仕事で生活を維持していけるか等の2次的な問題もあり、やり場のない不公平感だけが残ってしまう可能性はないのか。

○総務部長

今のケースの実態は我々もよく分からないが、収賄したとされる損害についてどう解決するかが先決であると考えている。

○斉藤委員

今後の対応として議会も反省しなければならないと思う。行政を監視できるのは監査委員と議会だけである。我々議会も一般事務・行政事務の細部に立ち入らなければならないように思うがどうか。

○総務部長

生活保護は機関委任事務であるので監査委員監査の対象外である。今後機関委任事務が廃止になり法定受託事務ということで法律改正がされることが予想されるが、この部分がどう変わっていくかの詳細はまだ分からない。法定受託事務となれば、また監査委員監査の対象外になるが、市町村の事務となれば対象になると思う。今後の制度改正の動きを見ながら対応を考えていきたい。

○斉藤委員

再発防止という観点で、生活保護に限らず広く行政の携わる部分について議会が目を向けるべきと思うが、積極的に協力していくつもりはあるか。

○総務部長

議会の調査権については我々がどうこう言うものではなく、当然受けなければならないと思う。また、それぞれの業務における監査もあるので、それらも含めながら自ら適正な執行ができるよう努力もしていきたい。

○斉藤委員

内部監査制度の限界も叫ばれているので今後の推移を見守っていきたい。

小樽市地域防災計画について

災害弱者対策計画はイメージが高齢者に偏っているのではないか。例えば、災害時の情報の伝達についても、音声媒体や広報紙等による周知くらいしか載っていない。理事者の考える災害弱者像と実際の災害弱者とが乖離しているのではないか。

○(総務)五十嵐主幹

今回の見直しの中で、災害弱者の定義として災害時に必要な情報を得ることが困難な人と位置付けており、聴覚障害者についてもファクス網の強化等に務めるとしており、また、市の福祉政策もある。今後、通常時からの対策も重要になると思うので、関係部局や社会福祉協議会等と連携をとり、高齢者だけではなく災害の犠牲になりやすい人に対する対策も推進していきたい。

○斉藤委員

老人、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者と縦に割って考えているようであるが、実際には重複障害を持っている場合も多い。そのような想定に欠けているように思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

施設に入っている場合については、その施設自体が災害を想定した訓練等を行っていると思うが、在宅の場合は市が主力になりながらも、ボランティアや地域住民のネットワークを通じて対応していきたいと考えている。

○斉藤委員

大規模な重度障害施設は確かに災害の訓練をしていると思うが、実際に災害が起きた際に、重度障害について知識のない地域住民は応援や手伝いができないのではないか。例えば自分を表現するために自傷行為をする人もおり、扱いは専門家にまかせなければならないことも多いと思うが、専門家の手助けをするような形でなければ実際には対応できないのではないか。

○(総務)五十嵐主幹

施設の管理者に防災組織体制の整備等について指導するとなっている。在宅の老人や障害者については地域住民やボランティア等の協力を得ながら身の安全を守る体制を作っていきたい。

○斉藤委員

聴覚障害者の場合ほとんどが在宅であり、他の障害がなくて自分で動ける人が多い。これまで何度も言ってきたが、ボランティアマークを充実させたり、あるいは手話技術を持った人は学校や病院に多いことを教え、災害時にはそこに頼るような体制にしてはどうか。

また、先日稲穂小学校の学芸会において、楽器演奏の途中で手話を使っていた。これ自体は非常にいいことであ

るが、その手話の中で小樽ではあまり使わない表現があった。せっかくそこまで勉強しているのだから、災害の時にそれを生かす意味でも小樽で通用する表現にする等検討してみてもどうか。例えば東京の災害対策のビデオを見ても、その手話は小樽では通じない。緊急時に必要となる言葉については共通化させておくべきと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

聴覚障害者については、社会福祉協議会の中のボランティア推進協議会、また、災害部会も2年程前に設立されており、声かけ運動としてそれぞれの地区に散らばっているボランティアや町内会等と連携して活動していると聞いている。市としても福祉部と連携をとりながら、避難所で災害弱者がすぐボランティアの人を見つけられるような体制等について検討していきたい。

手話については、福祉部が出席していないので、地方によって手話が統一されていない部分がある旨を伝え、検討していきたい。

○(学教)指導室長

日頃から各学校において防災体制の充実ということで、非常時における避難場所等について教えている。具体的にあらゆる災害を想定した体制づくりに努めるとともに、実際に訓練を行う際にはあらかじめ先生と十分な打合せをして、避難場所・避難経路について指導しているが、今後も校長会議等を通じて防災対策について指導していきたい。

○斉藤委員

教育委員会も学芸会でそのようなことがあったとは知らなかったのではないかなと思う。

おそらく見てる人もほとんど気づかなかったと思うが、手話を取り入れるような気持ちを大切にしてほしい。

また、福祉部がないと言うが、他都市の例を見ると防災ビデオは防災担当が作成している。福井県は聴覚障害者用の防災ビデオを聾啞者に作ってもらっている。そのような試みをしてみてもいいのではと思う。障害者の関係はすべて福祉部まかせということで何の疑問も抱かないで進めるというのはおかしいと思う。

最近、忍路海岸の地形が変わってきているという地元の声があるが、現実的に忍路地区では年に2～3回は崩落がある。陸域だけでなく浅海域も含めて調査すべきと思うがどうか。

○(総務)五十嵐主幹

地震や災害という観点で忍路海岸を調査できるかどうかはまだ判断できないが、岩が崩落しているという事実は我々も聞いている。道路に沿った部分等、被害が想定される箇所もあるが、海岸の絶壁下等については、防災上緊急の課題かどうかは分からない。土木部等関係部局とも検討するが、調査を進めるべきかどうかについては今は判断をしかねている。

○斉藤委員

北海道の陸域調査はほとんどが終了しており、現在は海洋開発センターとして浅海域の調査を新たなテーマにしているので、地下資源調査所として調査を拒む理由はないと思う。また、所管が土木部なので判断できないと言うが、それが防災対策の難しい面である。例えば忍路の崩落事故にしても、最終的には治山事業で対応することになったが、これはこじつけであるように思う。小樽市の防災担当として広い視野を持って対応するよう要望する。

○鈴木委員

小樽市地域防災計画について

大規模な災害になった場合、現在の消防力をもってしても、すべてに目が行き届かないような状況が想定されるが、限界はどの辺に感じるか。

○警防課長

災害が発生した場合、全職員が召集され、それに加えて消防団員の方々の協力も仰ぐことになる。また、さらに

災害が拡大した場合、平成3年に締結されている北海道広域消防相互応援協定があり、近隣市町村を初めとして同地区の応援、さらには全道的な応援の中で互いに協力していくという協定が締結されている。また、さらに大規模な災害になると、平成7年に全国的組織として緊急援助隊が結成され、北海道においては東北7県と互いに協力しようという態勢が構築されたので、災害の規模によってはそのような応援態勢で活動していくことになる。

○鈴木委員

自衛隊は大規模災害に対するノウハウも持っており、例えば阪神・淡路大震災の時も知事からの要請が遅かったため事態を大きくしたと言われており、また、トンネル崩落事故でも、岩盤を撤去するための爆破作業についてのノウハウは持っていたと思う。

防災計画によると、市長から要請権者である知事に依頼がいくとのことであるが、一連の流れを示せ。

○(総務)五十嵐主幹

要請権者は知事であるが、各支庁長に委任されているので、後志支庁長が要請となっている。小樽市でいえば第11師団の第11特科連隊が担当になる。ただ、市から直接自衛隊には要請できないが、通報はできるので、状況については早期に連絡している。

○鈴木委員

現在のところ市から自衛隊へというラインしかないが、自衛隊の方から専門的な考えをもとに自主的に市に派遣するという逆のラインはできないのか。

○(総務)五十嵐主幹

例えば大災害で市が混乱して要請が遅れたような場合、阪神・淡路大震災の教訓もあるので、自衛隊自ら偵察に出たり、現地に飛んだりすることもあると思うが、基本的には知事の要請を受けてからというのが原則であるので、自ら出動できるかは今後の問題であると思う。

○鈴木委員

大規模な災害時には知事の要請がないからなどとは言っていないので、逆の流れもできるようにしてほしい。

緊急避難場所として指定されているのはほとんどが学校のグラウンドだと思うが、冬の降雪時に災害があった場合、除雪はどうするのか。

○学務課長

児童・生徒の通学路については給食搬入路として除雪をしている。各学校の地形等によって除雪状態は違うが、非常口の部分はあまり広くはないが開けている。グラウンドから体育館の入り口まで通路をつけることは、体育館の屋根の雪が落ちるので難しいと考えている。

○(総務)五十嵐主幹

冬期間、避難場所としてグラウンドに長時間滞在するとは考えていない。基本的には正面玄関から教室や体育館へ誘導することになると考えている。

○鈴木委員

小中学校での避難訓練について、現在どのような規模、どのような想定での訓練を行っているのか。

○(学教)指導室長

現在45校において、火災、あるいは地震を想定した訓練を各学期に1回行っている。

また、平成8年度に、学校等の防災対策の充実に関する調査研究協力者会議で、学校においてはあらゆる災害を想定して訓練を実施するよう答申を受けており、各学校に指導したところである。

○鈴木委員

せっかくしっかりした訓練をしているので、登下校時や家にいる時どうすべきかという教育もすべきと思うがどうか。

○(学教)指導室長

同協力者会議の答申の中でも訓練の工夫や防災教育の充実がうたわれており、自ら自分の命を守る考え方や危険予知能力の育成等について今後も啓発していきたいと考えている。

○委員長

散会宣告。